○苅田町障害者生活サポート事業実施規程

(平成 18 年 12 月 13 日告示第 101 号)

改正 平成 27 年 12 月 25 日告示第 106 号 平成 28 年 3 月 30 日告示第 17 号 (目的)

第1条 この告示は、介護給付支給決定者以外の者について、日常生活 に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の自 立した生活の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 障害者生活サポート事業(以下「サービス」という。)の実施主体は、苅田町とする。ただし、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人及び民間事業者等(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(サービス内容)

- 第3条 サービスの内容は、次の各号に掲げるもののうち、必要と認め られるものとする。
 - (1) 家事の援助に関すること。
 - (2) その他必要な軽易な日常生活上の援助に関すること。

(利用対象者)

- 第4条 サービスの利用対象者は、町内に住所を有し、介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたす恐れのある者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発児第156号厚生省事務 次官通知)に基づき、療育手帳の交付を受けた者
 - (3) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判断された者
 - (4) 医師により発達に障害があると診断された者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 前項の規定に関わらず次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を行わないことができるものとする。
 - (1) 感染性疾患等を有し、他の者に伝染させるおそれのある者
 - (2) サービス従事者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者
 - (3) その他町長が不適当と認める者

(利用時間等)

- 第5条 サービスの利用時間は、次の各号に掲げるとおりとし、利用者 の希望、在宅福祉サービスの利用状況、身体状況及び家庭の状況等を十 分勘案して決定するものとする。
 - (1) 利用時間は、原則として一ヶ月あたり 10 時間を上限とし、1 回の派遣時間は移動時間を除いて原則 1 時間 30 分以内とする。
 - (2) 利用時間帯は、原則として毎週月曜日から土曜日までの午前8時 30分から午後5時までとする。

(利用者負担額)

- 第6条 サービスに係る利用者負担額は、1時間につき200円とする。ただし、生活保護受給者及び町民税非課税世帯に属する者は、1時間につき100円とする。
- 2 利用者負担額は、利用者がサービスの提供を受けた際に事業者に支払うものとする。
- 3 その他この事業に係る材料費等の実費相当分は,利用者負担とする。 (申請及び決定)
- 第7条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、 障害者生活サポート事業利用申請書(様式第1号。以下「申請書」とい う。)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の申請書を受理した時は、速やかにその可否を決定し障害者生活サポート事業利用決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用者券の交付)

- 第8条 町長は前条第2項により利用決定をした者(以下「利用者」という。)に対して、障害者生活サポート事業利用者券(様式第3号。以下「利用者券」という。)を交付するものとする。
- 2 利用者は、利用者券を携行し事業者へのサービス利用申込時に提示しなければならない。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成27年12月25日告示第106号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 17 号) この告示は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

障害者生活サポート事業利用申請書 「別紙参照〕

様式第2号(第7条関係)

障害者生活サポート事業利用決定・却下通知書 [別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

障害者生活サポート事業利用者券 [別紙参照]